

目 次

規 則

- ・津市地域審議会運営規則

訓 令

- ・津市行財政改革推進本部設置規程

告 示

- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・白山町コミュニティバスの使用料の徴収事務の一部委託
- ・津市斎場の使用料の徴収事務の一部委託
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・公示送達
- ・保管屋外広告物の告示
- ・久居駅東口駐車場の使用料の徴収事務の一部委託
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・公示送達
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示

- ・財産区の会計事務に係る出納員の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示
- ・地縁による団体の告示事項に変更があった旨の告示
- ・撤去自転車の保管に係る告示

#### 公 告

- ・開発行為に関する工事の完了
- ・犬の抑留
- ・平成18年4月分 津市農用地利用集積計画
- ・犬の抑留
- ・犬の抑留
- ・都市計画道路3. 4. 32号相川小戸木橋線の事業認可
- ・道路位置指定の公告
- ・平成18年度第1回市営住宅補充入居者の募集
- ・平成18年度第1回市営若者住宅補充入居者の募集
- ・犬の抑留

#### 教委告示

- ・教育委員会定例会の招集

#### 選管告示

- ・選挙人名簿からの抹消者について

#### 水道告示

- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の指定
- ・津市水道局指定給水装置工事事業者の廃止

#### 公平委規則

- ・津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市地域審議会運営規則をここに公布する。

平成18年5月12日

津市長 松田直久

津市規則第257号

津市地域審議会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地域審議会の設置に関する協議（平成18年1月1日施行。以下「協議」という。）第11条の規定に基づき、地域審議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の周知)

第2条 会議を開催するに当たっては、会議の名称、開催日時、開催場所、議題、公開・非公開等の情報を、事前に市民に周知するよう努めなければならない。

2 協議第9条第8項ただし書の規定により会議を非公開とするときは、その理由を明らかにしなければならない。

(議長及び委員の責務)

第3条 議長は、迅速かつ能率的に会議を運営するように努めなければならない。

2 委員は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に協力しなければならない。

(会議の開閉等)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告する。

2 発言しようとする者は、議長の許可を得て、発言するものとする。

(会議録の調製等)

第5条 地域審議会の庶務を担当する職員は、会議の終了後、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員等の氏名

(3) 議題及び議事の要旨

(4) 前3号に掲げるもののほか、議長が必要と認める事項

2 会議録に署名する委員は、2人とし、会議の始めにおいて議長がこれを指名する。

(規律)

第6条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年5月12日 揭示済)

津市行財政改革推進本部設置規程を次のように定める。

平成18年5月1日

津市長 松田直久

### 津市行財政改革推進本部設置規程

(設置)

第1条 本市における行財政改革の推進を図るため、津市行財政改革推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 行財政改革に係る大綱の策定及び推進に関すること。
- (2) その他行財政改革に係る計画等の策定及び推進に関すること。

(構成)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

- 2 本部長には市長公室行政経営課の事務を所掌する助役を、副本部長には他の1人の助役をもって充てる。
- 3 本部員には、収入役、水道局長、消防長、教育長、津市事務分掌規則(平成18年津市規則第6号)第4条第1項第1号に規定する部長、津市支所及び出張所処務規程(平成18年津市訓令第1号)第4条第1項に規定する総合支所長、消防次長、短期大学事務局長、教育委員会事務局教育次長、議会事務局長その他本部長が指名する職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部の事務を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(本部の会議)

第5条 本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

(意見等)

第6条 本部長は、必要があると認めるときは、関係職員等に対して意見又は説明を求めることができる。

(専門部会)

第7条 第2条に規定する所掌事項のうち特定の事項について調査研究を行うため、本部に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、本部長が指名する本部員その他本部長が指名する職員で構成する。

(部会長及び副部会長)

第8条 専門部会に部会長及び副部会長1人を置き、当該専門部会を構成する者の互選により定める。

(準用)

第9条 第4条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。

(ワーキンググループ)

第10条 専門部会の所掌事項のうち特定の事項を処理するため、専門部会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループは、部会長が指名する職員で構成する。

(庶務)

第11条 本部の庶務は、市長公室行政経営課において処理する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

(平成18年5月1日 掲示済)

津市告示第200号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年芸濃町告示第29号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月28日

津市長 松田直久

1 届出者

中瀬古区自治会

三重県津市芸濃町雲林院616番地

代表者 黒川次夫

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変更前	変更後
本会の区域は、芸濃町雲林院中瀬古624番地、2566番地、3347番地、519番地、420番地、656番地を結んだ区域内	本会の区域は、津市芸濃町雲林院624番地、2566番地、3347番地、519番地、420番地、656番地を結んだ区域内

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡芸濃町雲林院616番地
変更後	三重県津市芸濃町雲林院616番地

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡芸濃町雲林院600番地 保地正博
変更後	三重県津市芸濃町雲林院584番地 黒川次夫

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成18年1月1日に表示変更になったため

代表者の氏名及び住所は平成18年4月3日に定期総会において新任

(平成18年4月28日 掲示済)

津市告示第 201 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 8 年芸濃町告示第 60 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 28 日

津市長 松田直久

1 届出者

楠原区自治会

三重県津市芸濃町楠原 423 番地

代表者 柴田 共生

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変更前	変更後
本会の区域は、県道津・関線、町道石山・忍田線、二級河川中ノ川に囲まれた区域と、県道津・関線に隣接する芸濃町大字楠原 1,208 番地、1,282 番地 3、1,283 番地 2、1,285 番地 1、1,215 番地 15、1,215 番地、1,053 番地 2、1,142 番地 4、121 番地 7、及び 121 番地 1 の区域とする。	本会の区域は、県道津・関線、町道石山・忍田線、二級河川中ノ川に囲まれた区域と、県道津・関線に隣接する芸濃町楠原 1,208 番地、1,282 番地 3、1,283 番地 2、1,285 番地 1、1,215 番地 15、1,215 番地、1,053 番地 2、1,142 番地 4、121 番地 7、121 番地 1、及び 107 番地 5 の区域とする。

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字楠原 423 番地
変更後	三重県津市芸濃町楠原 423 番地

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字楠原 178 番地 米津 清
変更後	三重県津市芸濃町楠原 1186 番地 柴田 共生

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18

年 1 月 1 日に表示変更になったため

代表者の氏名及び住所は平成 1 8 年 3 月 1 9 日に定期総会において新任  
(平成 1 8 年 4 月 2 8 日 掲 示 済)

津市告示第 202 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 17 年芸濃町告示第 65 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 28 日

津市長 松田直久

1 届出者

忍田区自治会

三重県津市芸濃町忍田 189 番地 3

代表者 豊濱幸生

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変更前	変更後
本会の区域は、安芸郡芸濃町大字忍田 178 番地 5 から安濃川を境に 337 番地 3、339 番地、315 番地 1、236 番地、560 番地 12、365 番地 1、594 番地 1、590 番地 1、560 番地 12、236 番地、535 番地、188 番地、141 番地、178 番地 5 を結んだ区域とする。	本会の区域は、津市芸濃町忍田 178 番地 5 から安濃川を境に 337 番地 3、339 番地、315 番地 1、236 番地、560 番地 12、365 番地 1、594 番地 1、590 番地 1、560 番地 12、236 番地、535 番地、188 番地、141 番地、178 番地 5 を結んだ区域とする。

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字忍田 189 番地 3
変更後	三重県津市芸濃町忍田 189 番地 3

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字忍田 256 番地 前田 碩也
変更後	三重県津市芸濃町忍田 214 番地 豊濱 幸生

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

代表者の氏名及び住所は平成 18 年 3 月 4 日に定期総会において新任

(平成 18 年 4 月 28 日 掲示済)

津市告示第 203 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 14 年芸濃町告示第 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 28 日

津市長 松田直久

1 届出者

北神山区自治会

三重県津市芸濃町北神山 362 番地

代表者 駒田 孫喜雄

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変更前	変更後
本会の区域は、芸濃町大字北神山 846 番地 1、754 番地 2、749 番地、451 番地 1、433 番地、388 番地 1、387 番地 18、2,136 番地、333 番地、326 番地及び 295 番地 2 を結んだ区域	本会の区域は津市芸濃町北神山 846 番地 1、754 番地 2、749 番地、451 番地 1、433 番地、388 番地 1、387 番地 18、2,136 番地、333 番地、326 番地及び 295 番地 2 を結んだ区域、

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字北神山 362 番地
変更後	三重県津市芸濃町北神山 362 番地

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字北神山 367 番地 駒田 孫喜雄
変更後	三重県津市芸濃町北神山 367 番地 駒田 孫喜雄

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に表示変更になったため

(平成 18 年 4 月 28 日 掲示済)

津市告示第 204 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 16 年安濃町告示第 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 28 日

津市長 松田直久

1 届出者

内多地区自治会

三重県津市安濃町内多 827 番地 1

代表者 若林勝次郎

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変更前	変更後
安濃町大字内多地内を区域とする。ただし大字内多 2510 番地、現に自治会が形成されている区域（メープルビレッジ自治会区域及びレインボー安濃自治会区域）及び設立後新たに自治会組織を持つ規模の区域ができた場合の区域を除く。	安濃町内多地内を区域とする。ただし内多 2510 番地、現に自治会が形成されている区域（メープルビレッジ自治会区域及びレインボー安濃自治会区域）及び設立後新たに自治会組織を持つ規模の区域ができた場合の区域を除く。

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡安濃町大字内多 827 番地 1 内多地区公民館
変更後	三重県津市安濃町内多 827 番地 1 内多地区公民館

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡安濃町大字内多 822 番地 神田久幸
変更後	三重県津市安濃町内多 1459 番地 若林勝次郎

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地や区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に住所の表示が変更になったため

代表者の氏名及び住所は、平成 18 年 4 月 1 日に定期総会において新任

（平成 18 年 4 月 28 日 掲示済）

津市告示第205号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年安濃町告示第5号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月28日

津市長 松田直久

1 届出者

曾根区自治会

三重県津市安濃町曾根609番地2

代表者 後藤 肇

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変更前	変更後
安濃町大字曾根地内を区域とする。但し、椿団地並びにこの区域内で新たな自治会組織ができた場合の当該地域を除く。	安濃町曾根地内を区域とする。但し、椿団地並びにこの区域内で新たな自治会組織ができた場合の当該地域を除く。

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡安濃町大字曾根609番地2
変更後	三重県津市安濃町曾根609番地2

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡安濃町大字曾根637番地 後藤 肇
変更後	三重県津市安濃町曾根637番地 後藤 肇

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地や区域が、市町村合併により平成18年1月1日に住所の表示が変更になったため。

代表者の氏名及び住所は、平成18年4月1日定期総会において再任

(平成18年4月28日 掲示済)

津市告示第206号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成16年安濃町告示第20号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年4月28日

津市長 松田直久

1 届出者

南神山自治会

三重県津市安濃町南神山100番地

代表者 小宮吉裕

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変更前	変更後
安濃町大字南神山全域並びに大字中川1358番地及び中川592番地2	安濃町南神山全域並びに中川1358番地及び中川592番地2

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡安濃町大字南神山100番地
変更後	三重県津市安濃町南神山100番地

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡安濃町大字南神山98番地 小宮弘昌
変更後	三重県津市安濃町南神山129番地 小宮吉裕

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地や区域が、市町村合併により平成18年1月1日に住所の表示が変更になったため。

代表者の氏名及び住所は、平成18年4月1日定期総会において新任

(平成18年4月28日 掲示済)

津市告示第 207 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 14 年安濃町告示第 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 28 日

津市長 松田直久

1 届出者

太田地区自治会

三重県津市安濃町太田 61 番地

代表者 山下悦司

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変更前	変更後
三重県安芸郡安濃町大字太田地内（花の木団地区域及び設立後新たに自治会組織を持つ規模の区域が出来た場合の地区を除く。）	三重県津市安濃町太田地内（花の木団地区域及び設立後新たに自治会組織を持つ規模の区域が出来た場合の地区を除く。）

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡安濃町大字太田 61 番地 太田地区公民館
変更後	三重県津市安濃町太田 61 番地 太田地区公民館

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡安濃町大字太田 1835 番地 山下悦司
変更後	三重県津市安濃町太田 1835 番地 山下悦司

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地と区域や代表者の住所は、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に住所の表示が変更になったため。

（平成 18 年 4 月 28 日 掲示済）

津市告示第 208 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 16 年安濃町告示第 21 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 28 日

津市長 松田直久

1 届出者

妙法寺自治会

三重県津市安濃町妙法寺 99 番地 4 代表者 倉田 靖

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変 更 前	変 更 後
安濃町大字妙法寺の区域とする。ただし、次の区域を除く。安濃町大字妙法寺 154 番地、304-4 番地、304-5 番地、304-6 番地、304-7 番地、323-3 番地、324-1 番地、324-4 番地、325-1 番地、327-1 番地、541 番地、658 番地、752 番地、777 番地、800 番地、851-1 番地、873-1 番地、873-5 番地、880-1 番地、892 番地、942 番地、970 番地、974 番地、1028 番地、1032 番地、1038 番地、1039 番地、1061 番地、1080 番地、1090 番地 1921 番地並びにピュアタウン自治会区域	安濃町妙法寺の区域とする。ただし、次の区域を除く。安濃町妙法寺 154 番地、304 番地 4、304 番地 5、304 番地 6、304 番地 7、323 番地 3、324 番地 1、324 番地 4、325 番地 1、327 番地 1、541 番地、658 番地、752 番地、777 番地、800 番地、851 番地 1、873 番地 1、873 番地 5、880 番地 1、892 番地、942 番地、970 番地、974 番地、1028 番地、1032 番地、1038 番地、1039 番地、1061 番地、1080 番地、1090 番地及び 1921 番地並びにピュアタウン自治会区域

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡安濃町大字妙法寺 99 番地 4
変更後	三重県津市安濃町妙法寺 99 番地 4

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡安濃町大字妙法寺 86 番 倉 田 靖
変更後	三重県津市安濃町妙法寺 86 番 倉 田 靖

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地や区域が、市町村合併により平成18年1月1日に住所の表示が変更になったため。

代表者の氏名及び住所は、平成18年4月1日に定期総会において再任

(平成18年4月28日 掲示済)

津市告示第 209 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定により、平成 15 年安濃町告示第 1 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 4 月 28 日

津市長 松田直久

1 届出者

山出地区自治会

三重県津市安濃町草生 853 番地

代表者 紀平利衛

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変更前	変更後
(1)安濃町大字草生字朝日、歩三田、若松、日焼、池田、大上郷及び高野出の全域	(1)安濃町草生字朝日、歩三田、若松、日焼、池田、大上郷及び高野出の全域
(2)安濃町大字草生字四反田の区域のうち、安濃町大字草生 1045 番地、1046 番地、1496 番地及び 1056 番地を除く区域	(2)安濃町草生字四反田の区域のうち、安濃町草生 1045 番地、1046 番地、1496 番地及び 1056 番地を除く区域
(3)安濃町大字草生 435 番地 1 及び安濃町大字野口 1041 番地 3	(3)安濃町草生 435 番地 1 及び安濃町野口 1041 番地 3

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡安濃町大字草生 853 番地
変更後	三重県津市安濃町草生 853 番地

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡安濃町大字草生 1616 番地 平 沢 秀 彦
変更後	三重県津市安濃町草生 904 番地 紀 平 利 衛

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地や区域が、市町村合併により平成 18 年 1 月 1 日に住所の表示が変更になったため。

代表者の氏名及び住所は、平成 18 年 4 月 1 日に定期総会において新任  
(平成 18 年 4 月 28 日 掲示済)

津市告示第 2 1 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 3 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 4 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

村主区自治会

三重県津市安濃町川西 1 1 6 6 番地

代表者 村主孝雄

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変 更 前	変 更 後
安濃町大字川西字多倉田 1046 番地から 1200 番地、大字川西字廣見 306 番地、311 番地 6、315 番地、323 番地 1、332 番地、353 番地 2、355 番地、大字川西字岡副 242 番地 1、243 番地、大字田端上野字畑田 36 番地 3、大字東観音寺字幡上 508 番地 1 の区域	安濃町川西字多倉田 1046 番地から 1200 番地、川西字廣見 306 番地、311 番地 6、315 番地、323 番地 1、332 番地、353 番地 2、355 番地、川西字岡副 242 番地 1、243 番地、田端上野字畑田 36 番地 3、東観音寺字幡上 508 番地 1 の区域

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡安濃町大字川西 1166 番地
変更後	三重県津市安濃町川西 1166 番地

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡安濃町大字川西 1052 番地 中 津 一 重
変更後	三重県津市安濃町川西 1119 番地 村 主 孝 雄

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地や区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に住所の表示が変更になったため。

代表者の氏名及び住所は、平成 1 8 年 4 月 1 日に定期総会において新任

(平成 1 8 年 4 月 2 8 日 掲示済)

津市告示第 2 1 1 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 4 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

栗加区自治会

三重県津市安濃町栗加字寺台 5 1 6 番地

代表者 海野忠夫

2 変更に係る事項

地縁による団体の区域

変 更 前	変 更 後
安濃町大字栗加全域とする。ただし、本会設立後、この区域内に自治会組織を持つ団地等が設立された場合は、その区域を除く。	安濃町栗加全域とする。ただし、本会設立後、この区域内に自治会組織を持つ団地等が設立された場合は、その区域を除く。

事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡安濃町大字栗加字寺台 516 番地
変更後	三重県津市安濃町栗加字寺台 516 番地

代表者の氏名及び住所

変更前	三重県安芸郡安濃町大字栗加 923 番地 松 田 孝
変更後	三重県津市安濃町栗加 381 番地 海 野 忠 夫

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地や区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に住所の表示が変更になったため。

代表者の氏名及び住所は、平成 1 8 年 3 月 1 日定期総会において新任

（平成 1 8 年 4 月 2 8 日 掲示済）

津市告示第 2 1 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美里村告示第 1 0 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 4 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

穴倉区自治会

三重県津市穴倉 8 4 0 番地の 1

代表者 寺 本 治

2 必要に係る事項

地縁による団体の区域

変 更 前	変 更 後
三重県安芸郡美里村大字穴倉字下田 1 番地から同所字内戸 3 5 3 7 番地までの区域とする。	三重県津市美里町穴倉字下田 1 番地から同所字内戸 3 5 3 7 番地までの区域とする。

事務所の所在地

変 更 前	三重県安芸郡美里村大字穴倉 8 4 0 番地の 1
変 更 後	三重県津市美里町穴倉 8 4 0 番地の 1

代表者の氏名及び住所

変 更 前	三重県安芸郡美里村大字穴倉 1 2 7 8 番地 福 西 公 一
変 更 後	三重県津市美里町穴倉 1 5 8 3 番地 寺 本 治

3 変更の年月日

平成 1 8 年 4 月 1 5 日

4 変更の理由

市町村合併により住所の表示が変更になったため及び任期満了による改選のため

（平成 1 8 年 4 月 2 8 日 掲示済）

津市告示第 2 1 3 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 4 月 2 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅東公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 4 月 2 8 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 4 月 2 8 日 掲示済）

津市告示第 2 1 4 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 5 月 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津駅 津新町駅 久居駅  
津新町駅北公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 5 月 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 5 月 1 日 掲示済）

津市告示第 215 号

白山町コミュニティバスの使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定により告示する。

平成 18 年 5 月 1 日

津市長 松 田 直 久

名 称	所 在 地
三重交通株式会社	津市中央 1 番 1 号

(平成 18 年 5 月 1 日 掲示済)

津市告示第216号

津市斎場の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定により告示する。

平成18年5月1日

津市長 松田直久

名 称	所 在 地
株式会社メイハンコーポレーション	津市栄町三丁目222番地

(平成18年5月1日 掲示済)

津市告示第 2 1 7 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 5 月 2 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 久居駅 アスト公共自転車等駐車場  
津新町駅北公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 5 月 2 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 5 月 2 日 掲示済）

津市告示第 218 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）  
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 5 月 8 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津新町駅 久居駅  
津駅西第 2 公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 5 月 8 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

（平成 18 年 5 月 8 日 掲示済）

津市告示第219号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成14年津市告示第399号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年5月8日

津市長 松田直久

1 届出者

西千歳ヶ丘自治会

三重県津市大字垂水2927番地121

代表者 当野 郁

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	松井 久 津市垂水2910番地11
	変更後	当野 郁 津市垂水2927番地142

3 変更の年月日

平成17年4月3日

4 変更の理由

通常総会において新任

(平成18年5月8日 掲示済)

津市告示第 220 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）  
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 5 月 9 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 津駅西第 2 公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 5 月 9 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

（平成 18 年 5 月 9 日 掲示済）

津市告示第 2 2 1 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 5 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津駅（放置禁止区域）  
津駅西第一公共自転車等駐車場  
江戸橋駅東公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 5 月 1 0 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 5 月 1 0 日 掲示済）

津市告示第 2 2 2 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）  
第 1 6 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 1 8 年 5 月 1 1 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）  
津駅西第一公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 1 8 年 5 月 1 1 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 2 2 9 - 3 1 4 2

（平成 1 8 年 5 月 1 1 日 掲示済）

津市告示第223号

下記の者の平成17年度市民税・県民税納税通知書兼領収書は、住所居所不明等のため送達することができないので、地方税法第20条の2により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市財務部市民税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成18年5月12日

津市長 松田直久

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	備考

(平成18年5月12日 揭示済)

津市告示第 2 2 4 号

三重県屋外広告物条例（昭和 4 1 年三重県条例第 4 5 号）第 1 9 条の 2 第 1 項の規定により下記のとおり広告物又は掲出物件を保管していますので、返還を希望する者は申し出てください。

平成 1 8 年 5 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 保管した広告物又は掲出物件を除去した日	2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所	3 保管した広告物若しくは掲出物件の名称又は種類及び数量
自 平成 18 年 4 月 13 日	羽所町及び栄町三丁目地内（津駅東周辺道路）	はり札等 6 枚

連絡先 津市建設部道路維持課

電話番号 0 5 9 - 2 3 5 - 5 6 5 5

（平成 1 8 年 5 月 1 2 日 掲示済）

津市告示第 225 号

久居駅東口駐車場の使用料の徴収事務の一部を次の者に委託したので、  
地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 2 項の規定に  
より告示する。

平成 18 年 5 月 12 日

津市長 松 田 直 久

名 称	所 在 地
アマノ株式会社	津市久居新町 905 番地 2

（平成 18 年 5 月 12 日 掲示済）

津市告示第 2 2 6 号

地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号) 第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 5 年一志町告示第 3 2 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 5 月 1 2 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

片山自治会

三重県津市一志町大仰 8 7 8 番地 2

代表者 井 田 俊 一

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	田 中 正 義 三重県一志郡一志町大字大仰 9 5 6 番地 1
	変更後	井 田 俊 一 三重県津市一志町大仰 2 1 3 0 番地

3 変更の年月日

平成 1 8 年 4 月 1 日

4 変更の理由

平成 1 8 年 3 月 5 日の定期総会において新任

(平成 1 8 年 5 月 1 2 日 掲示済)

津市告示第 227 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により、平成 17 年久居市告示第 49 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

平成 18 年 5 月 12 日

津市長 松田直久

1 届出者

三重県津市川方町 501 番地 25

代表者 佐藤松男

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	藤田行雄 久居市元町 2279 番地 3
	変更後	佐藤松男 津市川方町 501 番地 25

3 変更の年月日

平成 18 年 4 月 1 日

4 変更の理由

代表者の変更

（平成 18 年 5 月 12 日 掲示済）



津市告示第 229 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）  
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 5 月 12 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 5 月 12 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

（平成 18 年 5 月 12 日 掲示済）

津市告示第230号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年5月15日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津新町駅 久居駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年5月15日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年5月15日 掲示済）

津市告示第 2 3 1 号

収入役の事務である河内財産区、榊原財産区及び波瀬財産区に係る会計事務の一部を次の出納員に委任したので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 1 条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成 1 8 年 5 月 1 6 日

津市長 松 田 直 久

1 委任した会計事務

- (1) 現金、有価証券及び物品の出納及び保管に関すること
- (2) 小切手の振出し及び公金振替書の交付に関すること
- (3) 現金及び財産管理に関すること
- (4) 証書類の整理及び保存に関すること
- (5) 歳入簿による経理に関すること
- (6) 支出負担行為に関する確認に関すること
- (7) 歳出簿等による経理に関すること
- (8) 決算の調製及び市長への報告に関すること
- (9) 歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書の作成に関すること

2 委任した出納員

- (1) 河内財産区の会計事務に関すること 芸濃総合支所総務課長
- (2) 榊原財産区の会計事務に関すること 久居総合支所榊原出張所長
- (3) 波瀬財産区の会計事務に関すること 一志総合支所波瀬出張所長

(平成 1 8 年 5 月 1 6 日 掲示済)

津市告示第 2 3 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年芸濃町告示第 3 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 1 8 年 5 月 1 6 日

津市長 松 田 直 久

1 届出者

平林自治会

三重県津市芸濃町棕本 5 5 0 2 番地

代表者 真 弓 茂 雄

2 変更に係る事項

(1) 地縁による団体の区域

変 更 前	変 更 後
会の区域は、三重県安芸郡芸濃町大字棕本 5427 番地、5437 番地、5438 番地、5481 番地、5484～5489 番地、5494 番地、5501 番地、5502 番地及び芸濃町大字林 1672 番地、1675 番地、1676 番地、1683 番地、1686～1690 番地、1906 番地、1907 番地、1909 番地、2441 番地、2444 番地の区域とする。	会の区域は、三重県津市芸濃町棕本 5427 番地、5437 番地、5438 番地、5481 番地、5484 番地～5489 番地、5494 番地、5501 番地、5502 番地及び芸濃町林 1672 番地、1675 番地、1676 番地、1683 番地、1686～1690 番地、1906 番地、1907 番地、1909 番地、2441 番地、2444 番地の区域とする。

(2) 事務所の所在地

変更前	三重県安芸郡芸濃町棕本 5502 番地
変更後	三重県津市芸濃町棕本 5502 番地

(3) 代表者の住所

変更前	三重県安芸郡芸濃町大字林 1909 番地 66
変更後	三重県津市芸濃町林 1909 番地 66

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の事務所の所在地及び区域が、市町村合併により平成 1 8 年 1 月 1 日に表示変更になったため

(平成 1 8 年 5 月 1 6 日 掲示済)

津市告示第233号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成15年白山町告示第20号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年5月16日

津市長 松田直久

1 届出者

白山町城立自治会

三重県津市白山町城立213番地3

代表者 平谷和彦

2 変更に係る事項

事務所の所在地	変更前	三重県一志郡白山町大字城立213番地3
	変更後	三重県津市白山町城立213番地3
代表者の住所	変更前	三重県一志郡白山町大字城立282番地1
	変更後	三重県津市白山町城立282番地1
地縁による団体の区域	変更前	三重県一志郡白山町大字城立1番から456番17まで
	変更後	三重県津市白山町城立1番から456番17まで

3 変更の年月日

平成18年1月1日

4 変更の理由

市町村合併による表示の変更

(平成18年5月16日 掲示済)

津市告示第234号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年白山町告示第60号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年5月16日

津市長 松田直久

1 届出者

白山町小杉自治会

三重県津市白山町小杉191番地

代表者 高口清

2 変更に係る事項

事務所の所在地	変更前	三重県一志郡白山町大字小杉191番地
	変更後	三重県津市白山町小杉191番地
代表者の住所	変更前	三重県一志郡白山町大字小杉196番地
	変更後	三重県津市白山町小杉196番地
地縁による団体の区域	変更前	三重県一志郡白山町大字小杉1番から774番まで
	変更後	三重県津市白山町小杉1番から774番まで

3 変更の年月日

平成18年1月1日

4 変更の理由

市町村合併による表示の変更

(平成18年5月16日 掲示済)

津市告示第235号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成11年白山町告示第72号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年5月16日

津市長 松田直久

1 届出者

白山町上ノ村自治会

三重県津市白山町上ノ村2244番地

代表者 中西正治

2 変更に係る事項

事務所の所在地	変更前	三重県一志郡白山町大字上ノ村2244番地
	変更後	三重県津市白山町上ノ村2244番地
代表者の住所	変更前	三重県一志郡白山町大字上ノ村1258番地2
	変更後	三重県津市白山町上ノ村1258番地2
地縁による団体の区域	変更前	三重県一志郡白山町大字上ノ村字口南山田102番地から106-1番地まで、107番地から116-1番地まで、字南山田133番地から162番地まで、字山の屋敷177番地から字拝垣内383-2番地まで、384番地から下山下511-3番地まで、512番地から字長坂1989-86番地まで、字カナツチ1994-1から字正住寺2501-3まで、大字垣内字堀越913番地の2

変 更 後	三重県津市白山町上ノ村字口南山田102番地から106-1番地まで、107番地から116-1番地まで、字南山田133番地から162番地まで、字山の屋敷177番地から字拝垣内383-2番地まで、384番地から下山下511-3番地まで、512番地から字長坂1989-86番地まで、字カナツチ1994-1から字正住寺2501-3まで、大字垣内字堀越913番地の2
-------------	---

3 変更の年月日

平成18年1月1日

4 変更の理由

市町村合併による表示の変更

(平成18年5月16日 掲示済)

津市告示第236号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成18年津市条例第209号）  
第16条第1項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成18年5月16日

津市長 松田直久

- 1 放置されていた場所 江戸橋駅 津新町駅（放置禁止区域）
- 2 撤去した年月日 平成18年5月16日
- 3 保管期間 撤去日より6月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話229-3142

（平成18年5月16日 掲示済）

津市告示第237号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により、平成17年久居市告示第49号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第10項の規定により次のとおり告示する。

平成18年5月17日

津市長 松田直久

1 届出者

三重県津市久居野村町372番地166

代表者 藤田 健

2 変更に係る事項

代表者の氏名 及び住所	変更前	千種輝夫 久居市久居野村町372番地114
	変更後	藤田 健 津市久居野村町372番地166

3 変更の年月日

平成18年4月9日

4 変更の理由

代表者の変更

(平成18年5月17日 掲示済)

津市告示第 238 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 18 年津市条例第 209 号）  
第 16 条第 1 項の規定により撤去した自転車等を次のとおり保管する。

平成 18 年 5 月 17 日

津市長 松 田 直 久

- 1 放置されていた場所 久居駅（放置禁止区域）丸之内地内  
アスト公共自転車等駐車場
- 2 撤去した年月日 平成 18 年 5 月 17 日
- 3 保管期間 撤去日より 6 月間
- 4 連絡先 津市市民交流課 電話 229-3142

（平成 18 年 5 月 17 日 掲示済）

津市公告第42号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月1日

津市長 松田直久

- 1 工事完了年月日  
平成18年4月27日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
津市高茶屋七丁目3765-2ほか3筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
津市高茶屋小森上野町字南浜替1155  
株式会社サントピアホーム  
代表取締役 澤田 正幸

(平成18年5月1日掲示済)

津市公告第43号

平成18年5月1日、次のとおり狂犬病予防法第6条第1項の規定により犬を抑留しました。

平成18年5月1日

津市長 松田直久

1 抑留期間 平成18年5月8日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	河芸町	雑種	茶	オス	中型	不明	水色の首輪
2	高茶屋	ビーグル	黒茶	メス	小型	不明	首輪無

2 公示期間 平成18年5月1日から平成18年5月8日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

(平成18年5月1日 掲示済)

津市公告第 4 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のように津市農用地利用集積計画を定めたので、同法第 1 9 条の規定により公告する。

平成 1 8 年 5 月 1 0 日

津市長 松 田 直 久

（「次のように」は省略し、その関係書類を津市農林水産部農林水産課に備え置いて縦覧に供する。）

（平成 1 8 年 5 月 1 0 日 掲示済）

津市公告第45号

平成18年5月9日、次のとおり狂犬病予防法第6条第1項の規定により犬を抑留しました。

平成18年5月11日

津市長 松田直久

1 抑留期間 平成18年5月15日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	藤方	雑種	白黒	オス	小型	不明	首輪無

2 公示期間 平成18年5月11日から平成18年5月15日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

(平成18年5月11日 揭示済)

津市公告第46号

平成18年5月10日に次の犬を狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第1項の規定により抑留した旨の通知が狂犬病予防員からありましたので、同条第8項の規定により公示します。

平成18年5月12日

津市長 松田直久

1 抑留期間 平成18年5月16日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	香良洲町	柴犬	茶	オス	中型	2～3才	茶色の首輪

2 公示期間 平成18年5月12日から平成18年5月16日まで

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 059-229-3282

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 059-223-5192

(平成18年5月12日 揭示済)

津市公告第 47 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 62 条第 1 項の規定による津都市計画事業の事業計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 62 条第 2 項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成 18 年 5 月 12 日

津市長 松 田 直 久

- 1 都市計画事業の種類及び名称  
津都市計画道路事業  
3. 4. 32 号相川小戸木橋線
- 2 縦覧場所  
津市久居総合支所建設課

（平成 18 年 5 月 12 日 揭示済）

津市公告第48号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置について指定したので、津市建築基準法施行取扱規則（平成18年津市規則第199号）第13条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成18年5月16日

津市長 松田直久

指定道路

- 1 幅員 4.0メートル
- 2 延長 34.9メートル
- 3 地名地番 津市鳥居町27番4

（平成18年5月16日 掲示済）

津市公告第 49 号

津市営住宅の補充入居者を津市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成 18 年津市条例第 215 号）第 4 条の規定により次のとおり公募する。

平成 18 年 5 月 17 日

津市長 松田直久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。  
ただし、次に掲げる者（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受ける事ができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。）にあっては、この限りでない。
  - ア 60 歳以上の者（平成 18 年 4 月 1 日前に 50 歳以上の者）
  - イ 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 2 条に規定する障害者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
  - ウ 戦傷病者特別援護法（昭和 38 年法律第 168 号）第 2 条第 1 項に規定する戦傷病者でその障害の程度が国土交通省令で定める程度であるもの
  - エ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6 年法律第 117 号）第 11 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - オ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 6 条第 1 項に規定する被保護者
  - カ 海外からの引揚者で、本法に引き揚げた日から起算して 5 年を経過していないもの
  - キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13 年法律第 63 号）第 2 条に規定するハンセン病療養所入所者等
  - ク 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成 13 年法律第 31 号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。）第 1 条第 2 項に規定する被害者で（イ）又は（ロ）のいずれかに該当するもの

(イ) 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者

(ロ) 配偶者暴力防止等法第10条第1項の規定により裁判所がした命令の申立てを行つた者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの

(2) 入居申込みの日において、次ぎに掲げる基準の収入のある者

A区分住宅 200,000円以下(裁量階層世帯268,000円以下)

B区分住宅 137,000円以下(裁量階層世帯178,000円以下)

裁量階層世帯・・・下記の要件のいずれかに該当する世帯

ア 申込者又は同居者(予定者を含む。)に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者であつて、次に掲げる障害の程度の一に該当するものがある場合

(ア) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に記載された障害の程度が同法施行規則別表第5号の1級から4級までである者

(イ) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級の精神障害者

(ウ) (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度と認められる知的障害者

イ 申込者が60歳以上の者であり、かつ、同居者(予定者を含む。)のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合(平成18年4月1日前に50歳以上の者)

ウ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で、当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同表第1号表ノ3の第1款症である者がある場合

エ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者がある場合

オ 申込者又は同居者(予定者を含む。)に海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者がある場合

カ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

<収入の算出方法>

申込者及び同居者（予定者を含む。）の過去1年間における所得税法の例準じて算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額を収入という。

- ア 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族1人につき38万円
- イ 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき10万円
- ウ 特定扶養親族1人につき20万円
- エ 申込者又はアに規定する者に障害者がある場合には、障害者1人につき27万円（特別障害者の場合は、1人につき40万円）
- オ 申込者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合その寡婦又は寡夫1人につき27万円（所得金額が27万円未満である場合には、当該所得金額）

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者
- (4) 津市内に住所又は勤務場所を有する者
- (5) 市町村税を滞納していない者

2 受付期間、受付時間及び申込方法

(1) 受付期間、受付時間

平成18年6月6日（火）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

(2) 申込方法

入居申込みは、住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し過去1年（平成17年5月から平成18年4月まで）に勤務先から支給された給料、賞与等すべての税込額の収入証明を受け、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6階）及び各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、住宅入居申込書は、平成18年5月18日（木）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日及び日曜日・祝日は除く。）

- ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書
- イ 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し
- ウ 市町村税の納税証明書
- エ 婚約中の者は、婚約証明者（市営住宅課の用紙）
- オ 立ち退きを請求されている者はその証明書

カ 心身障害者は手帳、母子世帯については戸籍の全部事項証明書（戸籍  
謄本）又は社会福祉事務所長の証明書

キ 現住居が借家、間借りの場合は、賃貸借契約書の写し又は過去3か月  
間（平成17年8月から平成17年10月まで）の家賃の領収書の写し

ク その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

### 3 優先入居者

次の世帯等は、優先入居住宅に申込みができる。

- (1) 条例第5条各号に該当する世帯
- (2) 母子世帯（20歳未満の子と同居し、扶養している寡婦世帯）
- (3) 引揚者世帯（永住帰国を希望する中国残留邦人等の世帯）
- (4) 老人世帯（60歳以上の者及び一定条件を有する者のみからなる世帯）
- (5) 多子世帯（18歳未満の子が3人以上いる世帯）
- (6) 心身障害者世帯（身体障害者手帳4級以上の交付を受けた者等が含まれる世帯）

### 4 選考及び抽選

提出された申込書及び実情調査をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、津市営住宅等公開  
抽選実施要綱に基づき、公開抽選を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定  
し、その当選順に希望の住宅を選択する。

優先入居住宅がある募集住宅の抽選は、一般住宅の抽選に先立ち優先入居  
適格者により優先入居住宅の抽選を行い、続いて一般住宅の抽選を一般入居  
適格者と先の優先入居住宅の落選者により、抽選を行う。

抽選は、平成18年6月30日（金）を予定

### 5 募集住宅及び戸数

#### A区分住宅

- (1) 白塚団地 2戸（1）  
津市白塚町58番地3 鉄筋コンクリート5階建 3DK  
家賃 14,900円 ～ 38,300円
- (2) 高洲町アパート 3戸（1） 単身世帯可  
津市高洲町20番5号他 鉄筋コンクリート4階建 3DK  
家賃 9,200円 ～ 23,700円
- (3) ぜにやま団地 2戸（1） 単身世帯可  
津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート4階建 2DK  
家賃 6,800円 ～ 12,800円

- (4) ぜにやま団地 8戸(3)  
 津市神戸1893番地 鉄筋コンクリート・プレキャストコ  
 ンクリート4階建 3DK  
 家賃 9,600円 ~ 23,500円
- (5) 上弁財団地 1戸  
 津市上弁財町15番地1 鉄筋コンクリート4階建 3DK  
 家賃 23,300円 ~ 50,900円
- (6) 雲出1号館 1戸  
 津市雲出長常町1026番地1 鉄筋コンクリート3階建 3DK  
 家賃 25,100円 ~ 55,100円
- (7) 相川団地 1戸 単身世帯可  
 津市久居相川町1957番地1 簡易耐火構造平屋建 2K  
 家賃 3,600円 ~ 8,000円
- (8) 森団地 3戸(1) 単身世帯可  
 津市森町2134番地 簡易耐火構造平屋建・簡易耐火構造  
 2階建て 2K・2DK  
 家賃 4,300円 ~ 13,200円
- (9) 桃里団地 1戸 単身世帯可  
 津市戸木町2191番地 鉄筋コンクリート2階建 2DK  
 家賃 14,600円 ~ 32,100円
- (10) 美里第2住宅 2戸(1) 単身世帯可  
 津市美里町北長野522番地1 簡易耐火構造2階建 3K  
 家賃 8,000円 ~ 17,700円
- B区分住宅
- (11) 高洲住宅 1戸  
 津市高洲町7番15号 簡易耐火構造2階建 3DK  
 家賃 18,000円 ~ 25,900円
- (12) 南阿漕1号館 3戸(1)  
 津市阿漕町津興222番地9 鉄筋コンクリート5階建 3DK  
 家賃 13,800円 ~ 19,700円
- (13) 西城山アパート 3戸(1) 単身世帯可  
 津市城山三丁目10-2-404号他  
 鉄筋コンクリート4階建 2DK  
 家賃 8,500円 ~ 12,400円

( )内は優先入居住宅の戸数で、募集戸数の内数

家賃は、平成18年年度の月額家賃で、表示の範囲内で各入居世帯毎の収入等に応じた家賃となります。

また、平成19年度以降も、毎年度、入居者の収入や住宅規模等に応じた家賃となります。

6 入居の時期

平成18年7月下旬(予定)

(平成18年5月17日 掲示済)

津市公告第50号

津市営若者住宅の補充入居者を津市営若者住宅の設置及び管理に関する条例（平成18年津市条例216号）第3条の規定により次のとおり公募する。

平成18年5月17日

津市長 松田直久

1 入居資格

次の各事項の条件を備える者

- (1) 入居時において、夫婦の年齢が40歳未満の世帯で住宅に困窮していることが明らかな者

当該住宅に入居することが確実であり、かつ、善良な市民として定住することが見込まれる者

- (2) 条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力を有する者

- (3) 市町村税を滞納していない者

2 受付期間、受付時期及び申込方法

- (1) 受付期間、受付時間

平成18年6月6日（火）から同月9日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとする。

- (2) 申込方法

入居申込みは、若者住宅入居申込書に所定事項を明確に記載し、次の書類を持参し建設部市営住宅課（6階）及び各総合支所産業建設課（建設課）へ申込者又は事情の分かる家族の者が提出すること。

なお、若者住宅入居申込書は、平成18年5月18日（木）から建設部市営住宅課及び各総合支所産業建設課（建設課）で交付する。（ただし、土曜日及び日曜日は除く。）

ア 申込者、同居者（予定者を含む。）全員の市町村長の発行する所得・課税証明書

イ 申請者、同居者（予定者を含む。）全員の住民票の写し

ウ 市町村税の納税証明書

エ 婚約中の者は、婚約証明書（住宅課所定の用紙）

オ その他申込者の実情に応じて必要な書類の提出を求めることができる。

3 選考及び抽選

提出された申込書をもとに、入居適格者を選考する。

入居適格者の数が、募集戸数を上回った住宅については、公開抽選会を行い、入居決定者及び入居補欠者を決定し、その当選順に希望の住宅を選択する。

抽選日は、平成18年6月29日（木）を予定

#### 4 募集住宅及び戸数

(1) コミュニティ持経 1戸 津市美杉町竹原155番地1

木造かわらぶき2階建 3LDK 家賃 32,000円

(2) コミュニティ瑞穂 2戸 津市美杉町太郎生1939番地1

木造かわらぶき2階建 3LDK 家賃 32,000円

#### 5 入居の時期

平成18年7月下旬（予定）

（平成18年5月17日 揭示済）

津市公告第 5 1 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公示します。

平成 1 8 年 5 月 1 7 日

津市長 松 田 直 久

- 1 抑留日 平成 1 8 年 5 月 1 4 日
- 2 抑留期間 平成 1 8 年 5 月 2 2 日まで

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	一身田町	雑種	白	オス	中型	不明	首輪無

- 3 公示期間 平成 1 8 年 5 月 1 7 日から平成 1 8 年 5 月 2 2 日まで
- 4 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

（平成 1 8 年 5 月 1 7 日 掲示済）

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

平成18年5月10日

津市教育委員会

委員長 佐々木 典夫

1 招集の日時 平成18年5月11日（木）午後4時から

2 招集の場所 教育委員会室

3 会議の事件

(1) 津市就学指導委員会の委員の委嘱について

(平成18年5月10日 掲示済)

津市選挙管理委員会告示60号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により、選挙人名簿から抹消する理由が生じた者を次のとおり選挙人名簿から抹消する。

平成18年5月17日

津市選挙管理委員会  
委員長 大橋達郎

1 抹消者数

男	女	計
411人	366人	777人

2 抹消した者の氏名等 津市選挙管理委員会事務局にて保管

3 抹消した年月日 平成18年5月17日

(平成18年5月17日 掲示済)

津市水道局告示第3号

津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり指定したので、津市水道局指定給水装置事業者規程第10条第1号の規定により告示する。

平成18年5月 8日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	指定年月日
タツミ設備	津市下弁財町津興3155番地	平成17年12月14日
安田株式会社三重支店	津市栗真中山町134番地8	平成17年12月14日
株式会社ティ・エス・ケー	津市城山三丁目13番37号	平成18年1月6日
有限会社幸設備工業	松坂市五主町1234番地39	平成18年1月26日
三重水道センター	四日市市大矢知町2091番1	平成18年2月1日
東進産業株式会社	津市大里睦合町2597番地	平成18年2月13日
伊藤設備工業	鈴鹿市道伯町2150番地57	平成18年3月1日
若林商店	津市高野尾町4963番地11	平成18年3月14日
株式会社ユニバーサルカンパニー	津市上浜町二丁目121番地1	平成18年3月14日
ヤマナカ電化サービス	津市美杉町石名原1815番地3	平成18年3月23日
寿設備工業	津市美里町北長野485番地3	平成18年3月23日
有限会社元氣	津市久居野口町2473番地1	平成18年3月31日
大管工業有限会社	松坂市大黒田町1265番地	平成18年3月31日
有限会社平井設備	多気郡明和町有爾中1435番地1	平成18年3月31日
有限会社ヤマト産業	津市一身田上津部田1503番地6	平成18年3月31日

(平成18年度5月8日 揭示済)

津市水道局告示第4号

津市水道局指定給水装置工事事業者を次のとおり廃止したので、津市水道局指定給水装置事業者規程第10条第2号の規定により告示する。

平成18年5月 8日

津市水道事業管理者 平井秀次

名 称	所 在 地	廃止年月日
有限会社大森電気工業所	鈴鹿郡関町大字会下1302番地	平成18年2月10日
株式会社松本組	津市芸濃町雲林院831番地	平成18年2月20日
有限会社南出建設	松坂市嬉野井之上180番地	平成18年2月28日

(平成18年5月8日 揭示済)

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年5月10日

津市公平委員会委員長 池田正明

津市公平委員会規則第8号

津市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

津市管理職員等の範囲を定める規則（平成18年津市公平委員会規則第7号）  
の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第2条、第3条関係）

機 関 等		職
市	津市事務分掌規則（平成18年津市規則第6号。以下この表において「規則」という。）に規定する部等	部長（市長公室長及び防災危機管理室長を含む。）、担当理事、部次長（久居工事事務所長を含む。）、室次長、担当参事、課長（東京事務所長及び津駅前北部土地区画整理事務所長を含む。）、室長（規則第4条第3項に規定する室長をいう。）、担当副参事、調整担当主幹、秘書課の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事、政策課の担当主幹及び担当副主幹、法務室の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事、行政経営課の担当主幹及び担当副主幹、人事課の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事、総務課の総務議事担当及び文書管理担当の担当主幹及び担当副主幹、財政課の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事
	総合支所	総合支所長、副総合支所長、担当参事、課長、室長、担当副参事、調整担当主幹
長	出張所	所長
	中央市民館	館長
部	リージョンプラザ	館長、担当副参事、調整担当主幹
	アストプラザ	館長、アストプラザオフィス所長、調整担当主幹
局	ポルタひさいふれあいセンター	所長
	西部クリーンセンター	所長、調整担当主幹
	クリーンセンターおおたか	所長、調整担当主幹
	白銀環境清掃センター	所長、調整担当主幹
	安芸・津衛生センター	所長、調整担当主幹
	保育園	園長
	療育センター	館長
	白山乳幼児教育センター	担当主幹
	中央保健センター	所長、担当副参事、調整担当主幹
	中央浄化センター	所長
	収入役室	副収入役、室長、調整担当主幹
	三重短期大学	学長、事務局長、事務局次長、学生部長、附属図書館長、調整担当主幹

教育 委員 会	教育委員会事務局	教育長、教育次長、担当理事、担当参事、課長、担当副参事、調整担当主幹、教育総務課の管理担当の担当主幹及び担当副主幹、学校教育課の教職員担当の担当主幹及び担当副主幹、事務所長
	小学校	校長、教頭
	中学校	校長、教頭
	幼稚園	園長
	津図書館	館長、図書事務長、副館長
選挙管理委員会事務局	事務局長、事務局次長、調整担当主幹	
農業委員会事務局	事務局長、事務局次長、調整担当主幹	
監査事務局	事務局長、事務局次長、調整担当主幹	
議会事務局	事務局長、事務局次長、課長、調整担当主幹、議事課の議事調査担当の担当主幹及び担当副主幹並びに議事法務担当の担当主幹、担当副主幹、主査及び主事	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年5月10日 揭示済)